

大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会
盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ運営要綱 新旧表

改 正 案	現 行
<p>第一条（趣旨）</p> <p>この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第12条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条 — 第十一条 略</p>	<p>第一条（趣旨）</p> <p>この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第11条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条 — 第十一条 略</p>